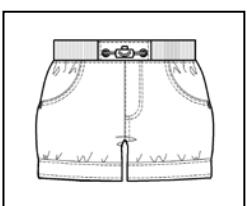


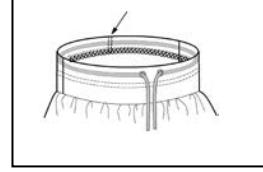
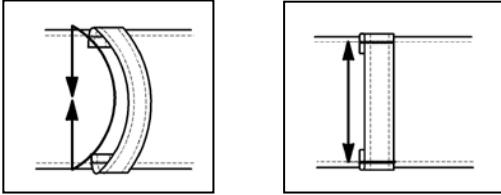
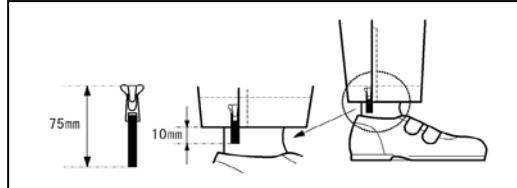
「子ども用衣料の安全性ー子ども用衣料に附属するひもの要求事項」（要約）

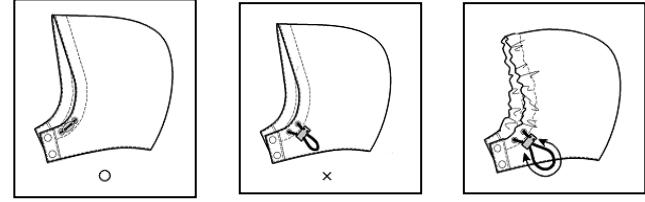
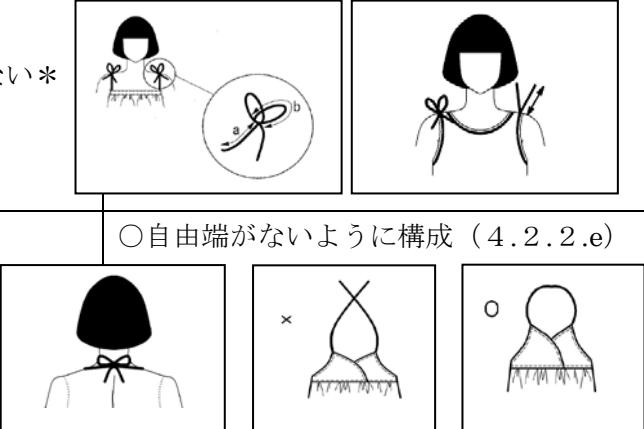
◎背景

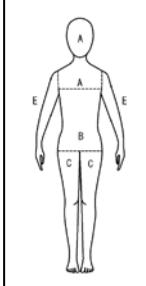
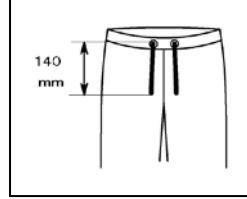
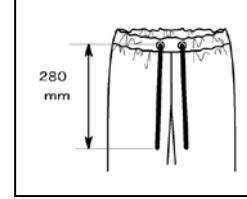
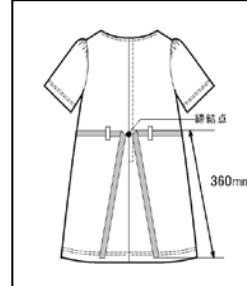
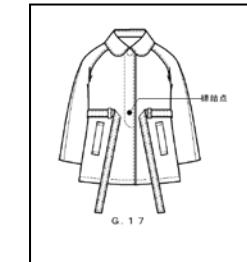
- ・英国規格 (BS 7 9 0 7)、欧州規格 (BS EN 1 4 6 8 2)、米国 (ASTM F 1 8 1 6) その他、中国、韓国においても既に安全規格がある。
- ・日本においても子ども服の構造が原因と思われる事故が報告されており、「フード」着きの衣料については着用を避けるなどの指導が、既に保育の現場で行われている。

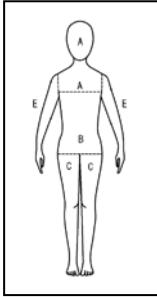
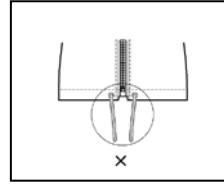
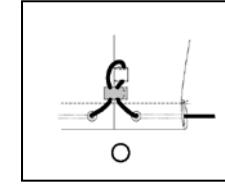
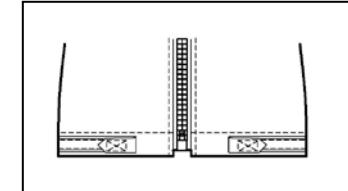
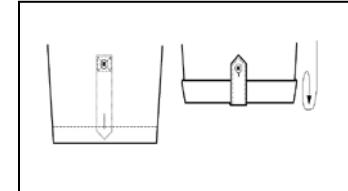
◎「JIS L 4 1 2 9 (案)」(要点のみ) ただし、*印のある部分は JIS 独自の規定である。

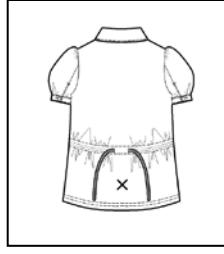
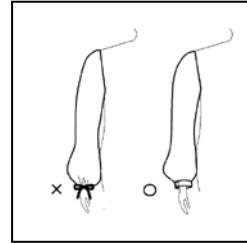
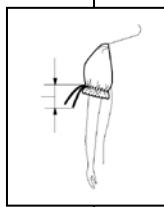
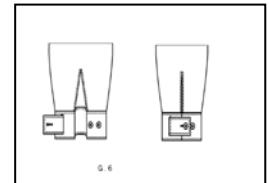
適用範囲	適用除外	<p>a) よだれかけ (スタイ)、オムツ、おしゃぶりホルダ、*下着*などの子ども用及び保育用製品。</p> <p>b) 靴、ブーツ及び同様の履物。</p> <p>c) 手袋、帽子、マフラー、スカーフ及び*靴下*。</p> <p>d) シャツ及びブラウスとともに着用するようにデザインされたネクタイ。</p> <p>e) ベルト、サスペンダー及び*アームバンド*。</p> <p>f) 民間儀式用及び宗教儀式用の衣料、並びに国家的及び地域の祝祭で着用する祝賀用衣料。</p> <p>g) 子どもの世話をする者の監督下で限定された期間に着用される、専門のスポーツウェア及び活動用ウェア。 ただし、普段着又は寝間着として一般に着用される場合を除く。</p> <p>h) 演劇で使用する舞台衣装。</p> <p>i) 塗装、料理などの作業中又は食事中に衣料を汚れから守るために、通常は期間を限定して子どもの世話を する者の監督下で、普段着の上に着用することを意図したエプロン。</p> <p>j) *和装 (新生児用肌着、甚平、浴衣など) * *EN にはない。</p>
一般要求	全ての自由端	<p>○何かに引っ掛るリスクを最小限に抑える仕様にしなければならない (4.1.a)</p> <p>○立体感のある装飾があってはならない (4.1.a 1)</p> <p>○結び目はあってはならない。 *ただし結び目に対してリスクアセスメントを実施し、リスクが許容可能な範囲 まで低減した根拠となる資料、データなどをもつ場合は、この限りではない。 * (4.1.a 2) *EN にはない。</p> <p>○ほつれを防止するために、何らかの縫い止め、アグレット、ヒートカットなどの加工がある (4.1.a 3)</p>
	トグル	<p>○自由端のない引きひも、装飾ひもだけに用いる (4.1.b)</p> 

縫い止め	<p>○ひもの出し口から等距離に位置する、少なくとも一ヶ所で、例えば素抜けを防止するための縫い止めによって、衣料に取り付けなければならない（4.1.c）</p> 
固定ループ	<p>○衣料から突き出る固定ループは円周が 75 mmを超えてはならない（4.1.d）</p> <p>○衣料から突き出ない平らな固定ループは、衣料との接合点間の長さが 75 mmを超えてはならない（4.1.d）</p> 
ファスナー ファスナー引き手	<p>○スライダーからの長さが 75 mm以内（4.1.e）</p> <p>○*くるぶしまでのデザインでは、裾より下に垂れ下がる場合は 10 mm以内*（4.1.e）</p>  <p>*EN は「裾より下に垂れ下ってはならない」</p>

		年少 (7歳未満の子供)	年長 (7歳以上*13歳*未満の子供) *ENは14歳
頸部ゾーン (A)	引きひも	○ひもが附属した状態でデザイン、製造、供給してはならない (4.2.1.a)	○自由端を有してはならない (4.2.2.a) ○平置時、突き出たループがあつてはならない (4.2.2.a) ○絞り時、ループの最大円周は150mm以内 (4.2.2.a)
	装着ひも		
	装飾ひも		○75mm以内 (4.2.2.b) ○伸縮性のひもであつてはならない (4.2.2.b)
	調節タブ	○75mm以内 (4.2.1.b)	○75mm以内 (4.2.2.b)
	ショルダーストラップ	○1本の連続的な生地、装着ひもで構成 (4.2.1.c) ・装飾ひもの自由端は75mm以下 ・装飾ひもの固定ループは円周75mm以下 ・*装飾ひものは伸縮性のひもであつてはならない* *ENにはない。	○自由端は締結点から140mm以下 (4.2.2.d) ○固定ループの円周が75mm以下 (4.2.2.d)
	ホルターネック	○自由端がないように構成 (4.2.1.d)	○自由端がないように構成 (4.2.2.e)
	装飾 (ちょう結びなど をした装飾)	○自由端は75mm以下 (4.2.1.e) ○ループは円周75mm以下 (4.2.1.e)	 

		年少 (7歳未満の子供)	年長 (7歳以上13歳未満の子供)
腰部、腹部 ゾーン (B)	引きひも	<ul style="list-style-type: none"> ○自由端は開放時 * 140 mm以下*、絞り時 280 mm以下 (4.3.a) * ENは、140mmと200mmの2種類 ○ループの円周は絞り時 280 mm以下 (4.3.a) <p>○*注記：引きひもの出し口は、衣料の内側に設けることが望ましい* (4.3.a) *ENにはない。</p>	  
装着ひも、調節タブ、 装飾ひも		<ul style="list-style-type: none"> ○装飾部分を含めて 140 mm以下 (4.3.b) 	
後部ベルト、帯		<ul style="list-style-type: none"> ○ほどいた状態で締結点より 360 mm以内 (4.3.c) ○*年少*の子どもにあっては、ほどいた時に裾より垂れ下がってはならない (4.3.c) *ENでは年長も同様。 	
*内側及び 外側	前部ベルト、帯	<ul style="list-style-type: none"> ○ほどいた状態で締結点より 360 mm以内 (4.3.d) 	

		年少（7歳未満の子供）	年長（7歳以上13歳未満の子供）
股より下 (C)	衣料の裾の 引きひも 装着ひも 装飾ひも	<ul style="list-style-type: none"> ○衣料の裾から下に垂れ下がってはならない（4.4.a） ○締められたり閉じられたりした状態で、衣料に沿った状態にしなければならない（4.4.b）    <ul style="list-style-type: none"> ○くるぶしまでのデザインの場合、引きひも及び装着ひもは完全に衣服の内側に入ること（4.4.c） ○くるぶしまでのデザインの場合、装飾ひもは衣料にしっかりと固定されていなければならず、裾より下に垂れ下がらない（4.4.c） ○*ズボンの内股側の裾には装飾ひもはつけてはならない*（4.4.c） *ENにはない。 	
	衣料の裾の 調節タブ	<ul style="list-style-type: none"> ○たて方向の場合、長さが140mm以内、*よこ方向の場合、長さが100mm以内*（4.4.d） *ENではたて、よこ共に140mm以内 ○たて方向の調節タブは、開いた状態で裾より下に垂れ下がらないようにしなければならない（4.4.d）  	

		年少（7歳未満の子供）	年長（7歳以上13歳未満の子供）
背面 (D)	引きひも 装着ひも 装飾ひも	○後部から出す及び後部で結ぶ引きひも、装着ひも及び装飾ひもがあつてはならない（4.5.a）	
	結びベルト、帯	○（4.3.c）に従い、許容される（4.5.a）	
	調節タブ	○75mm以内（4.5.b）	
腕 (E)	長袖の場合の 引きひも 装着ひも 装飾ひも	○長袖の袖口の引きひも、装着ひもは、袖口が閉じられた状態で完全に衣料の内側（4.6.a） ○*装飾ひもは袖口から下に垂れ下がってはならない*（4.6.a） ○*装飾ひもは縫い付け等により、容易に解けたりしない*（4.6.a） *ENにはない。	
	半袖の場合の 引きひも 装着ひも 装飾ひも	○袖口が肘より上で終わる場合、袖口が開かれた状態で突き出たひもの長さは75mm以内（4.6.b）	
	調節タブ	○袖口が肘より上で終わる場合、袖口が開かれた状態で突き出たひもの長さは140mm以内（4.6.c） ○長さが100mm以内（4.6.d） ○長袖及び半袖とも、調節タブが開いた状態で袖口より下に垂れ下がってはならない（4.6.d）	

その他部分	<input checked="" type="checkbox"/> 衣料が開かれた状態で140mmを超えて突き出してはならない（4.7）
-------	--

* 附属書F（参考）子ども用衣料の「フードの安全性」 * *ENには記載なし

- a) 12ヶ月未満の乳児の眠るときの衣服、すなわち寝衣には、高体温のリスクがあるのでフードをつけないことが望ましい
- b) 12ヶ月未満の乳児の衣料には、窒息のリスクがあるので、フィルム素材、ラミネート素材などの通気性のない素材のフードをつけないことが望ましい。
- c) フードは、子どもの視覚及び聴覚若しくはその両方に制限をもたらすことがあるので、フードの付いた衣料は、この制限ができるだけ少なくなるようデザインすることが望ましい。
- d) 対象年齢となる子どもの特性、一般的に置かれていると考えられる生活環境などを考慮し、デザイン上の意図を十分に検討したうえ、でフードを採用することが望ましい。子どもの世話をする者の監督下にないまま行動することが多くなる年齢層の子ども用衣料の場合、フードのデザインは、特に次の点に注意することが望ましい。
 - 1) フードが遊具、自転車のハンドル、ドアのノブなどに引っ掛け首が締め付けられると窒息のリスクがある。
 - 2) フードが引っ張られるなどで、転倒したり首が締め付けられることがある。
- e) フードに力が加わった場合には、本体から外れるようなホック仕様なども有効に活用することが望ましい。

注意！！

本要求事項は前記「JIS案」を理解しやすくするために作成された要約であり、詳細についてはJIS案本文を確認してください。